

告示

埼玉県告示第八十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成三十年二月二日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六〇一号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料42号	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十二年十月十七日	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町渡瀬二百二十二番地
埼玉県第 六二五号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料76号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 六・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	平成三十二年十月二十七日	
埼玉県第 六六三号	配合肥料	1・20 ゆうきく ん	窒素全量 一・〇 りん酸全量 二〇・〇 含有を許される有害成分の最大量及	平成三十五年十一月九日	大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目四十九番十二号

